

平成29年（2017年）  
第4回定例会

# 議案概要

東京都町田市

議案概要

議案名	第78号議案 町田市手数料条例の一部を改正する条例
-----	---------------------------

【議案提出の目的】

コンビニエンスストアにおける証明書自動交付サービスの利用の促進を図ることを目的として、当該サービスを利用した場合の手数料を減額するため、所要の改正をするものです。

【議案の内容】

- コンビニエンスストアでの証明書の交付手数料に関する規定を、窓口で交付した場合よりも減額した金額で加えます。また、2018年4月1日から2021年3月31日までの3年間は、コンビニエンスストアでの交付手数料を更に50円減額します。

<証明書交付手数料>

	交付場所	住民票、印鑑証明書、 課税・非課税証明書	戸籍証明書
改正前	-	300円	450円



改正後	窓口	300円	450円
	コンビニエンスストア	200円	300円



3年間の 特例措置	コンビニエンスストア	150円	250円
--------------	------------	------	------

- 2018年4月1日から施行します。

【議案の法的根拠】

- 地方自治法第227条（手数料）
- 地方自治法第228条第1項（分担金等に関する規制及び罰則）

問合せ先	(条例の内容) 財務部 財政課長 増山 (住民票等関係) 市民部 市民課長 水嶋 (税証明関係) 財務部 市民税課長 河井	電話	724-2149 724-4225 724-3067
------	---	----	----------------------------------

## 議案概要

議案名	第79号議案 町田市職員退職手当支給条例の一部を改正する条例		
<p><b>【議案提出の目的】</b> 雇用保険法の改正趣旨を踏まえ、関係する規定を整備するため、所要の改正をします。</p> <p><b>【議案の内容】</b></p> <p>○ 雇用保険の失業給付に相当する町田市職員の退職手当の支給について、次の改正を行います。</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・ 雇用保険の基本手当の個別延長給付<sup>※1</sup>及び地域延長給付<sup>※2</sup>に相当する退職手当の支給に関する規定を加えます。（公布日施行）</li><li>・ 公共職業安定所の紹介した職業に就くため、その住所を変更する者に支給する「移転費」について、特定地方公共団体及び職業紹介事業者の紹介した職業に就く場合も支給対象者とする旨の規定を加えます。（2018年1月1日施行）</li></ul> <p>※1 「個別延長給付」：災害により離職した者等に対し、雇用保険の基本手当の給付日数を原則60日（最大120日）延長するもの</p> <p>※2 「地域延長給付」：雇用情勢が悪い地域に居住する者に対し、雇用保険の基本手当の給付日数を60日延長するもの（5年間の暫定措置）</p> <p><b>【議案の法的根拠】</b></p> <p>○ 雇用保険法等の一部を改正する法律</p>			
問合せ先	総務部 職員課長 老沼	電話	724-2761

議案概要

議案名	第 8 0 号議案 町田市体育施設条例の一部を改正する条例			
<p><b>【議案提出の目的】</b>            緑ヶ丘グラウンド新設に伴い、関係する規定を整備するため、所要の改正をするものです。</p>				
<p><b>【議案の内容】</b>            ○ 緑ヶ丘グラウンドの所在地、休場日、利用時間及び利用料金に関する規定を加えます。            ○ 2018年11月1日から施行します。</p>				
<p><b>【議案の法的根拠】</b>            ○ 地方自治法第244条の2（公の施設の設置、管理及び廃止）</p>				
<p><b>【施設の概要】</b></p>				
○ 対象施設				
<ul style="list-style-type: none"> <li>・名 称 緑ヶ丘グラウンド</li> <li>・所在地 町田市本町田 2,380 番地 6</li> </ul>				
○ 施設概要				
<ul style="list-style-type: none"> <li>・敷地全体面積 6,936.22 m<sup>2</sup></li> <li>・グラウンド概要 [面積] 3,500 m<sup>2</sup>(50m×70m) [設備等]ダスト舗装、散水設備</li> <li>・建物概要 [建築面積/延べ面積] 76.23 m<sup>2</sup>/69.56 m<sup>2</sup> [設備等]倉庫、男子トイレ・女子トイレ・みんなのトイレ、足洗い場 [構造等]軽量鉄骨造、平屋</li> <li>・駐車場 無料駐車場 20 台</li> <li>・竣工年月 2018年10月（予定）</li> <li>・その他 少年サッカー、少年野球（バッティング練習制限有）等での利用が可能です。クラブハウスや事務所等の機能はありません。</li> </ul>				
○ 休場日、利用時間及び利用料金				
<ul style="list-style-type: none"> <li>・休場日 年末年始</li> <li>・利用時間 午前9時から午後5時まで</li> <li>・利用料金</li> </ul>				
（ア）スポーツに利用する場合				
利用単位	入場料の徴収 又はこれに類 する取扱いを しない場合	入場料の徴収又はこれに類する取扱いをする場合		
		入場料が1,000 円以下の金額 のとき	入場料が1,000円 を超え3,000円未 満の金額のとき	入場料が3,000円 以上の金額のと き
2時間	2,000円	4,000円	6,000円	8,000円
（イ）その他の事業等に利用する場合				
利用単位	入場料の徴収 又はこれに類 する取扱いを しない場合	入場料の徴収又はこれに類する取扱いをする場合		
		入場料が1,000 円以下の金額 のとき	入場料が1,000円 を超え3,000円未 満の金額のとき	入場料が3,000円 以上の金額のと き
2時間	40,000円	50,000円	60,000円	70,000円
問合せ先	文化スポーツ振興部 スポーツ振興課長 石田			電話 724-4036

議案概要

議案名 第81号議案 町田市国民健康保険条例の一部を改正する条例

【議案提出の目的】

国民健康保険税の賦課方式を変更するとともに、納期ごとの分割金額に係る端数処理の方法を変更するため、所要の改正をするものです。

【議案の内容】

- 2018年度から施行される国民健康保険財政運営責任の都道府県化に伴い、国民健康保険税の賦課方式を、これまで町田市が採用してきた所得割額・被保険者均等割額・世帯別平等割額（以下それぞれ「所得割・均等割・平等割」という。）の合算による「三方式」から、東京都が採用する方式に合わせて、所得割・均等割の合算による「二方式」に変更します。

【国民健康保険税の税率等】

	三方式（現行）			→	二方式（変更後）		
	医療分	支援分	介護分		医療分	支援分	介護分
所得割 (基礎総所得金額×税率)	5.17%	1.76%	1.55%		5.20%	1.76%	1.55%
均等割 (1人当たり年額)	25,000 円	8,500 円	9,500 円		30,000 円	10,200 円	12,000 円
平等割 (1世帯当たり年額)	9,000 円	3,000 円	3,000 円		-	-	-

※ 基礎総所得金額＝前年の総所得金額－330,000円

【モデルケースにおける年税額】

変更後の年税額は、1人世帯（総加入世帯の59%）では減額、2人以上世帯（41%）では増額となります。

- ・ 1人世帯の場合（43歳→前年の総所得金額200万円）

	所得割額	均等割額	平等割額	年税額
<改定前>	141,400円	+ 43,000円	+ 15,000円	= 199,400円
<改定後>	141,900円	+ 52,200円	+ 0円	= 194,100円 (5,300円減)

- ・ 2人世帯の場合（夫43歳→前年の総所得金額200万円、妻41歳→所得なし）

	所得割額	均等割額	平等割額	年税額
<改定前>	141,400円	+ 86,000円	+ 15,000円	= 242,400円
<改定後>	141,900円	+ 104,400円	+ 0円	= 246,300円 (3,900円増)

- 国民健康保険税の納期限ごとの分割金額の扱いについて、現行の1,000円未満で端数処理を100円未満で端数処理することに変更します。

【計算例】


年税額 13,600円の場合の期別

現行（1,000円未満で端数処理）	第1期	6,600円	第2～8期	各1,000円
変更後（100円未満で端数処理）	第1期	1,700円	第2～8期	各1,700円

- 2018年4月1日から施行します。

問合せ先	いきいき生活部 保険年金課長 岡林	電話	724-4027
------	-------------------	----	----------

## 議案概要

議案名	第82号議案 町田市学童保育クラブ設置条例の一部を改正する条例		
<p><b>【議案提出の目的】</b> 相原小学校区に設置されている学童保育クラブの移転に伴い、関連する規定を整理するため、所要の改正をするものです。</p> <p><b>【議案の内容】</b></p> <p>○ 相原たけの子学童保育クラブの位置を次のように改めます。</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・ 変更前 町田市相原町 2,025 番地 2</li></ul> <p style="text-align: center;"></p> <ul style="list-style-type: none"><li>・ 変更後 <u>町田市相原町 1,673 番地</u></li></ul> <p>○ 2017 年 12 月 5 日から施行します。</p> <p><b>【議案の法的根拠】</b></p> <p>○ 地方自治法第 244 条の 2（公の施設の設置、管理及び廃止）</p> <p><b>【改正により何が変わるか】</b></p> <p>○ 子どもセンターぱお内にある相原たけの子学童保育クラブを相原小学校内に移設することにより、児童の通所における安全性が確保されます。</p> <p>○ 相原小学校内に移設し、2017 年度から開始した新たな「まちとも」とより一体的な運営を図ります。</p>			
問合せ先	子ども生活部 児童青少年課長 佐藤	電話	724-2182

## 議案概要

<b>議案名</b>	<b>第 8 3 号議案 町田市生産緑地地区の区域の規模に関する条例</b>		
<p><b>【議案提出の目的】</b> 町田市における生産緑地地区に定めることができる区域の規模に関する条件を定めることを目的として、制定するものです。</p> <p><b>【議案の内容】</b></p> <ul style="list-style-type: none"><li>○ 生産緑地地区に定めることができる区域の規模を現在の「500 平方メートル以上」から「300 平方メートル以上」に緩和します。</li><li>○ 2018 年 4 月 1 日から施行します。</li></ul> <p><b>【議案の法的根拠】</b></p> <ul style="list-style-type: none"><li>○ 生産緑地法第 3 条第 2 項（生産緑地地区に関する都市計画）</li><li>○ 生産緑地法施行令第 3 条（条例で農地等の区域の規模に関する条件を定める場合の基準）</li></ul> <p><b>【経緯】</b></p> <ul style="list-style-type: none"><li>○ 2017 年 6 月 15 日施行の生産緑地法の改正により、生産緑地地区に定めることができる農地等の区域の規模に関する条件を、生産緑地法施行令で定める基準に従い、市町村の条例で定めることができるとされました。</li></ul> <p><b>【改正により何が変わるか】</b></p> <ul style="list-style-type: none"><li>○ 生産緑地地区の最小規模を 300 平方メートル以上まで緩和することで、今まで指定できなかった農地が生産緑地地区として指定しやすくなります。</li><li>○ 土地所有者が生産緑地を持ち続けやすくなることで、農地の減少を緩やかにする効果が期待できます。</li></ul>			
<b>問合せ先</b>	<b>都市づくり部 土地利用調整課長 荻野</b>	<b>電話</b>	<b>724-4254</b>

## 議案概要

議案名	第 8 4 号議案 町田市立公園条例の一部を改正する条例		
<p><b>【議案提出の目的】</b> 町田市立陸上競技場の大型映像装置の設置に伴い、関係する規定を整備するため、所要の改正をするものです。</p> <p><b>【議案の内容】</b></p> <p>○ 新設する大型映像装置の利用料金及び映像広告掲出利用料金を設定します。</p> <p>＜利用料金＞</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・ スポーツに利用する場合で入場料の徴収又はこれに類する取扱いをしない場合 11,000 円/2 時間</li><li>・ スポーツに利用する場合で入場料の徴収又はこれに類する取扱いをする場合 22,000 円/2 時間</li><li>・ その他の事業等に利用する場合 22,000 円/2 時間</li></ul> <p>＜映像広告掲出利用料金＞</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・ 大型映像装置を利用し広告を表示する場合は、利用料金に広告 1 件につき 25,000 円を加算します。</li></ul> <p>○ 撤去する既存の電光表示設備の利用料金を廃止します。</p> <p>○ 2018 年 4 月 1 日から施行します。</p> <p><b>【議案の法的根拠】</b></p> <p>○ 地方自治法第 244 条の 2（公の施設の設置、管理及び廃止）</p>			
問合せ先	都市づくり部 公園緑地課長 杉山	電話	724-4397



議案概要

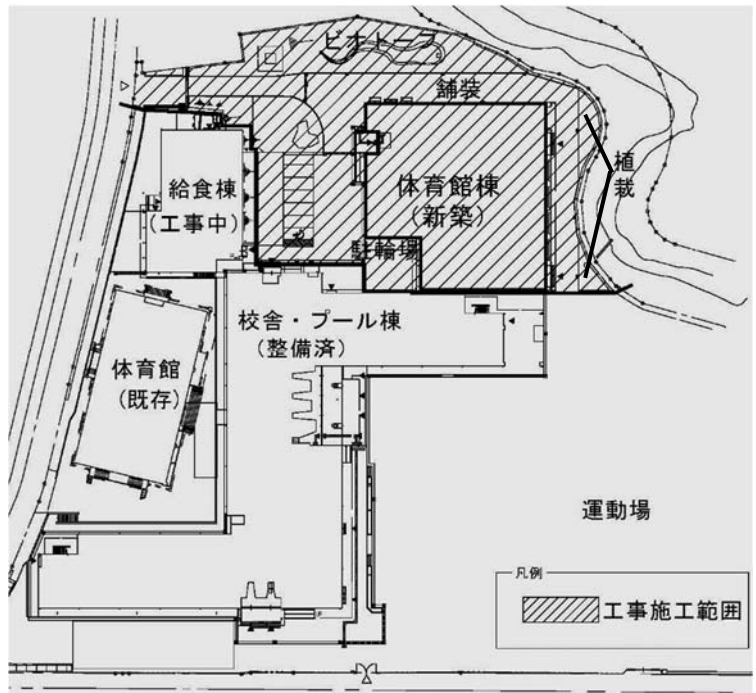
議案名	第85号議案 町田市立鶴川第一小学校体育館棟改築工事請負契約
-----	--------------------------------

【議案提出の目的】

まちだ未来づくりプラン実現のために策定した「町田市5ヵ年計画17-21（重点事業プラン）」に基づき、老朽化した小学校の教育環境を改善するため、鶴川第一小学校の体育館棟の改築及び周囲の外構整備に係る工事請負契約を締結するものです。

【議案の内容】

- 工事内容
  - ・ 体育館棟改築  
玄関、管理室、倉庫、アリーナ、ステージ、男子トイレ、女子トイレ、みんなのトイレ、男子更衣室、女子更衣室、シャワーブース、会議室、防災備蓄倉庫
  - ・ 外構整備  
駐輪場、ビオトープ、植栽、舗装整備 等
- 構造
  - ・ 体育館棟 鉄筋コンクリート造  
一部鉄骨造 地上2階建
- 延床面積
  - ・ 体育館棟 1,357.3 m<sup>2</sup>



【議案の法的根拠】

- 地方自治法第96条第1項第5号（契約の締結）
- 地方自治法施行令第121条の2第1項（議決に付すべき契約の基準）
- 議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第2条（議決に付すべき契約）

【契約の概要】

- 契約目的 町田市立鶴川第一小学校体育館棟改築工事
- 契約方法 条件付一般競争入札
- 契約金額 543,260,520円
- 契約相手方 東京都町田市中町一丁目25番9号  
システム・ハウジング株式会社  
代表取締役 渋谷 俊彦
- 工期 契約確定の日から2019年3月18日まで

問合せ先	(契約内容) 財務部 契約課長 佐藤	電話	724-2523
	(工事内容) 財務部 営繕課長 田中		724-1293
	(事業内容) 学校教育部 施設課長 岸波		724-2174

## 議案概要

議案名	第86号議案 生活保護受給者から取得した損害賠償請求権に基づく訴訟参加について		
<p><b>【議案提出の目的】</b> 生活保護受給者から取得した損害賠償請求権に基づき、町田市が訴訟に参加するものです。</p> <p><b>【議案の内容】</b></p> <ul style="list-style-type: none"><li>○ 交通事故の被害者である生活保護受給者（以下「被保護者」という。）が提起した訴訟に参加し、原告である被保護者に対して、被保護者の請求にかかる債権のうち医療費の損害賠償請求権が町田市に属することを確認し、被告である加害者に対して、医療費の損害賠償として3,899,820円の支払いを求めます。</li></ul> <p><b>【議案の法的根拠】</b></p> <ul style="list-style-type: none"><li>○ 地方自治法第96条第1項第12号（訴えの提起）</li></ul> <p><b>【経緯】</b></p> <ul style="list-style-type: none"><li>○ 2014年11月13日に、被保護者が信号機のない交差点において歩いて道路を渡ろうとしたところ、加害者が運転する自動車に衝突され、負傷しました。被保護者は、加害者が本件事故について一切責任はないとして医療費を支払わず、示談交渉にも応じないため、2016年5月27日に損害賠償の支払いを求める訴訟を提起しました。</li><li>○ 本件事故による医療費については、直ちに加害者からの賠償が見込めなかったため、町田市はやむを得ず被保護者に対し医療扶助の給付を行い、生活保護法第76条の2により被保護者から損害賠償請求権を医療扶助の給付額の限度で取得しました。これにより、被保護者が提起した訴訟に当事者として参加します。</li></ul>			
問合せ先	地域福祉部 生活援護課長 金沢	電話	724-2135